

# 奈良県知的財産戦略推進事業業務 仕様書

## 1 業務名

奈良県知的財産戦略推進事業業務

## 2 業務の目的

本事業は、県内における知的財産の活用促進を通じて、次世代の創造力育成、企業の競争力強化、並びに地域経済の活性化を図ることを目的とし、知的財産に対する理解を深め、県全体での知的財産活用の機運を高めるため、次の3つの取組を行う。

- ・次世代を担う児童生徒の創造力育成のためイベント実施
  - ・企業人材の知的財産に対する理解促進のためのセミナー
  - ・大学等研究機関の研究シーズの活用支援を通じたオープンイノベーション推進活動
- これらの取組により、県内における新たな価値創出を後押しし、地域経済の持続的発展を目指す。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月15日（月）まで

## 4 委託上限額

金2,640,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

## 5 業務の内容

知的財産の創造・保護・活用の促進、知的財産の管理・活用に携わる主体となるべき人材の育成と企業意識の啓発を行うとともに、研究シーズの活用による県内企業のオープンイノベーション促進を図るため、次に掲げる業務を実施する。

### （1）次世代を担う児童生徒の創造力育成のためのイベント実施

（目的）県内の小・中学生を対象に、知的財産にかかる意識醸成を促す。

（内容）子供たちが自らの手で発明や工夫を形にした作品を募集・展示し、優秀作品を表彰するイベントを実施する。

- ・7月中旬頃までに、県内の全小・中学校に作品の募集案内をする。

（夏休みの宿題等で提出する自由作品も応募可とする。）

- ・10月頃（1日間）に審査会を実施する。

（近畿経済産業局、奈良県工業振興センター、奈良県教育委員会、NHK奈良放送局、毎日新聞奈良支局、日本弁理士会関西会奈良地区会、奈良県中学校理科教育研究会、奈良県小学校理科教育研究会、（一社）奈良県発明協会へ審査を依頼する。なお、審査に対する謝金が必要となる場合は、受注者で負担すること。）

（審査の視点は下記のとおり。）

- ・アイデアが加味されていること。また、新規性があること。
- ・アイデアに技術・デザインの要素が加味されていること。
- ・アイデアにメリット（発明・工夫の効果）があること。
- ・作品は丈夫で動作が完全であること。）

（応募された全作品について審査し、優秀な作品を22点選考し、近畿経済産業局長賞1点、奈良県知事賞1点、奈良県議会議長賞2点、奈良県教育委員会賞2点、奈良県産業部長賞2点、奈良県発明協会賞2点、NHK奈良放送局長賞2点、毎日新聞奈良支局長賞2点、日本弁理士会関西会会長賞2点、奈良県市長会長賞2点、奈良県町村会長賞2点、奈良県市町村教育委員会連合会長賞2点を決定する。）

- ・ 10月の土日（2日間）に展示会を実施する。
- ・ 11月18日（水）に表彰式を実施する。  
（審査会で選考した入賞作品全22点の作者へ、賞状および副賞；賞名入りの盾を授与する。必要な費用は受注者が負担し、賞状は県の指定する機関へ発行を依頼すること。）
- ・ 入賞作品については、全国規模の発明作品展へ出展する。  
（出展にかかる作品輸送費等は、受注者が負担すること。）

※審査会・展示会・表彰式の開催場所は、イオンモール大和郡山を想定。  
（会場使用料は不要であるが、机等の必要な備品は受注者で準備し、作品の搬入出にかかる費用についても、必要に応じ受注者が負担すること。会場使用については、イオンモール大和郡山・県の担当者と別途打ち合わせが必要。）

※利用可能な会場の日程

- ・ 10月14日（水）～10月19日（月）（イオンモール大和郡山イオンホール）
- ・ 11月18日（水）（工業振興センターイベントホール）

## （2）企業人材の知的財産に対する理解促進のためのセミナー

（目的）中小・ベンチャーを中心とした県内企業において、知的財産活用推進の主体となる人材の育成を図る。

（内容）知的財産を事業・経営戦略に活かすためのノウハウやスキル向上を目指したセミナーを4件以上実施する。なお、下記（A）（B）にかかるテーマは少なくとも1件ずつ実施すること。また、セミナーについては、オンラインやアーカイブ閲覧などWebに対応した形式で実施すること。

（A）特許庁等による知的財産支援施策（研究開発・特許出願活動に役立つ特許情報調査方法、模倣品対策支援制度等）に関すること。

（B）知財流通に関すること。

## （3）大学等研究機関の研究シーズの活用支援を通じたオープンイノベーション推進活動

（目的）中小・ベンチャーを中心とした県内企業を対象に、大学等研究機関の研究シーズを活用した新製品の開発や新規事業の開拓を促す。

（内容）① 県内企業20社以上にヒアリングを行い、技術的課題について調査する。

② ①の課題について、大学等研究機関の研究シーズの活用により課題解決が可能か検討する。

③ ②の検討を踏まえて、県内企業5社以上に開放特許等の活用による課題解決を提案する。また、権利者・技術所有者とのコーディネートを行う。

## （4）その他本件業務の遂行に関連する業務

## 6 実施体制等

本事業を行うため、業務を円滑にできる事業推進体制を整備すること。

## 7 実施場所

奈良県との打合せ等は、オンラインまたは奈良県の指定する場所で行うものとする。

## 8 成果物

受注者は期限までに次に掲げる事項に留意の上、業務に関する成果物を奈良県に提出するものとする。

### (1) 納入物

#### (ア) 中間報告書

受注者は中間報告として、9月末までの遂行の状況について、10月13日までに奈良県工業振興センター所長に報告すること。報告に際しては、事業実施の概要、主な事業の実施状況を記載すること。なお、様式は指定しない。

#### (イ) 完了報告書

受注者は委託事業が完了したときは、その日から起算して8日を経過した日までに事業実施実績を奈良県工業振興センター所長に報告すること。報告に際しては、事業実施の概要、主な事業の実施状況、実施体制、実施の成果を記載すること。なお、様式は指定しない。

### (2) 納入場所

奈良県工業振興センター（奈良市柏木町129-1）

### (3) その他（成果物の帰属と秘密保持）

本業務により得られた成果物は、発注者に帰属するものとする。受注者は、本業務の処理上、知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けたときはこの限りではない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。業務完了後もまた同様とする。

## 9 経理処理

経理処理にあたっては、次の点に留意すること。

- (1) 受注者は一般管理費として、5に記載の業務を実施するために要した経費の合計額に、10%を上限とした一般管理費率を乗じて算出した額を、4の委託上限額の範囲内で、計上する事ができる。
- (2) 当該業務にかかる経理処理について、他の経理と明確に区分した会計帳簿を備えるとともに、収入額及び支出額を記載し、経費の用途を明らかにすること。
- (3) 経理にあたっては、その支出の内容を証する書類を整備し、会計帳簿とともに、事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、発注者の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存すること。
- (4) 委託契約額が確定した結果、委託により発生した収入があるときは、発注者は受注者に対し返還を求めることがある。

## 10 その他留意事項等

- (1) 奈良県知的財産戦略推進事業について、発注者がその取組状況や成果を公表する場合がある。
- (2) 本業務に必要な機器、開発ツール、媒体、事務用品等の調達、場所の確保、交通費、通信費等については、受注者の負担とする。
- (3) 業務にあたり使用する図表やデータ、画像等の著作権及び使用権等の権利については、受注者において使用許可等を得ること。また、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害した場合は、その一切の責任を負うこと。
- (4) 受注者は、本委託業務の実施に当たり、受注者の責めに帰する事由により発注者に損害を与えた時や、受注者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場

合には、その損害を賠償しなければならない。

- (5) 業務の実施に際して入手した個人情報及びデータの管理にあたっては、奈良県個人情報保護条例の趣旨を踏まえるとともに、別記1「個人情報取扱特記事項」及び別記2「情報セキュリティにかかる特記事項」を遵守し、厳正な管理を行い、本事業の実施以外の目的で使用してはならない。
- (6) 本業務実施にあたっては、別記3「公契約条例に関する遵守事項」を遵守すること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

## ＜別記 1＞ 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等に基づき、本個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(責任体制の整備)

第 2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者の届出)

第 3 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、作業責任者については、あらかじめ、書面（参考様式 1）により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に、書面（参考様式 2）により甲に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

4 乙は、作業責任者及び作業従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(教育の実施)

第 4 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、作業責任者及び作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(取得の制限)

第 5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(秘密の保持)

第 6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託)

第 7 乙は、この契約による事務を第三者（乙の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）を含む。）へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による事務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、あらかじめ、書面（参考様式 3）により再委託する旨を甲に申請し、書面（参考様式 4）によりその承認を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に、甲が乙に求める個人情報等に関する安全管理措置と同等の措置を講じさせ、特記事項に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手續及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、再委託先に対してこの契約による事務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

6 第 1 項から前項までの規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第 8 乙は、この契約による事務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等、個人情報等の取扱いに関する事項を明記し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第 9 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第 10 乙は、この契約による事務において利用する個人情報について、この契約による事務の目的以外の目的で利用してはならない。また、乙は、甲が指示した場合を除き、この契約による事務において利用す

る個人情報を無断で第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第11 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに 複写し、又は複製してはならない。

(受渡し)

第12 乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に個人情報を預ったことを証する書面(参考様式5)を提出しなければならない。

(資料等の返還等)

第13 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が当該情報の消去又は廃棄その他の指示をしたときは、当該指示に従うものとする。

2 前項ただし書の場合において、甲から立会いを求められたときは、乙は、これに応じなければならない。

3 乙は、この契約による事務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去及び廃棄を行った日時、担当者名並びに消去及び廃棄の内容を記録し、写真等を付した消去及び廃棄を証する書面(参考様式6)により甲に対して報告しなければならない。

(監査及び調査)

第14 甲は、この契約による事務に係る個人情報の取扱いについて、特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、実地の監査又は調査等を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙及び再委託先に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(取扱状況についての指示等)

第15 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告等)

第16 乙は、この契約による事務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生したとき又はこの契約に違反する事態が生じ、若しくは生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 甲は、この契約による事務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第17 甲は、乙が特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18 乙の故意又は過失により、乙が、特記事項又は法令に違反し、又は特記事項又は法令に定める義務を怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

注1 「甲」は「奈良県知事」を、「乙」は「受注者」をいう。

2 本契約に同様の規定がある場合であっても、原則としてこの個人情報取扱特記事項から削除しないものとする。なお、当該規定を削除する必要がある場合は、法務文書課県政情報公開係と協議すること。

3 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は記載事項を変更しようとする場合は、法務文書課県政情報公開係と協議すること。

## <別記2>情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること

### 記

#### (認定・認証制度の適用)

第1 個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していることを明示すること

#### (情報へのアクセス範囲等)

第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること（どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること）

#### (再委託先の情報セキュリティ)

第3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること（再委託先がISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること）を明示すること

#### (情報セキュリティ事故発生時の対応)

第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

#### (電子メール利用時の遵守事項)

第5 インターネットメール送信時には、特に以下の点に留意すること

- ・送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること
- ・外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること
- ・機微な情報を送信するときは暗号化すること

#### (郵便等利用時の遵守事項)

第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

#### (コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用するOSやソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと

#### (情報の持ち出し管理)

第8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

#### (契約満了時のデータ消去)

第9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

#### (準拠法・裁判管轄)

第10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

#### (契約満了時のアカウント削除)

第11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること

#### (サービスの設定)

第12 発注者または受注者が公開設定のあるサービスを利用する場合、適切に設定されているか確認すること

### <別記3>

#### 公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。